

2018年度 茨城県への要求事項

目次

1. 東海第二原発の再稼働を認めないこと (2)
2. 正規雇用への転換、労働者全体の賃金底上げと時給 1000 円以上の最低賃金の引き上げを (4)
3. 「個人の尊重」を貫く障害者・高齢者行政を (5)
4. 生活困窮者対策、生活保護行政の充実をめざして (6)
5. 「公契約条例」制定にむけて一日も早い検討を (7)
6. 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を (7)
7. 「滞納整理は差押さえ優先」から納税者の生業とくらしに見合う徴収行政を (9)
8. 空き家は、地域活性化の有効な地域資源として利活用をすすめる (10)
9. 全国2位を誇る農業県にふさわしい農政の推進を (11)
10. 一刻も早い医療後進県からの脱却を (14)
11. 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる (20)
12. 子育て支援の充実・拡充の流れをいっそう力強く (21)
13. 子どもの現状を踏まえ、子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実を (23)
14. 私学支援拡充にいっそうの努力を (26)
15. 常総市水害被害者に寄り添った復旧・復興の支援強化を (27)
16. 責任引取水(契約維持水量)＝契約維持水量問題について (29)
17. 霞ヶ浦導水事業について (30)
18. ジェンダー平等のいっそう前進を (31)
19. 県民に信頼される警察行政、交通安全対策を (32)
後日、別途要求を提出。
20. 大型開発事業偏重予算から県民のくらし・福祉・教育予算の拡充に (33)

2018年度 茨城県への要求事項

1. 東海第二原発の再稼働を認めないこと

東海第二原発は、運転を開始してから今年 11 月 28 日で 40 年が経過します。日本原電は、新規規制基準適合性審査申請に加えて、運転期間延長申請を行いました。沸騰水型として日本で最も古く、最もトラブル頻度の高い原発です。随所にひび割れ、腐食、減肉、部品の脱落などが報告されています。ケーブルは、全体の 7 割が、東電が火災事故を起こした OF ケーブルなど燃え易いケーブルのまま残されます。

東海第二原発は 7 年以上稼働しておらず、電気は十分足りています。仮に新規規制基準に適合し、運転期間の延長が認められたとしても、2021 年 3 月に完了するとされる防潮堤の工事などが完了するまで再稼働はできず、実に 10 年間も運転を停止した原発を動かすこととなります。長期間運転を停止した後に再稼働した原発のトラブルが相次いでいます。東海第二原発の再稼働はあまりにも危険です。燃料棒の燃料有効長を 40 年間も間違えていた日本原電に、原発を動かす資格はありません。

(1) 旧式で、老朽化し、被災した東海第二原発を稼働するのはあまりにも危険です。県民世論は 6 割以上が再稼働反対です。原発近隣 6 市村の首長の奮闘で、新しい安全協定で新たに 5 市が実質的事前了解の対象になったのも、県民の強い後押しがあったからこそです。茨城県として再稼働を認めないことをただちに表明すること。

(2) 広域避難計画策定を再稼働の条件整備としないこと

東海第二は、30 km 圏内に 96 万人が住む日本一人口過密地域にある原発であり、首都東京に最も近い原発です。防災計画は本来、最悪の事態を想定して立てるべきです。東海第二原発での事故については、瀬尾健氏(京都大学)らの試算があり、30 km 圏内で数十万人の急性死が見込まれるほか、東京都民も 8 日後までに避難しなければ 18 % がガンで死亡するとしています。数千万人が避難しなければならないことになり、運転中の最悪の原発事故を想定した避難計画の策定は不可能です。避難計画は、再稼働しないことを前提に、東海第二原発の 30 km 圏内に 17 もある原子力施設の事故や震災等も考慮した複合災害を前提に立てるべきです。

道路機能が 10 % 低下すれば、避難にかかる時間は推計不可能です。病人など要配慮者の避難にいたっては、交通麻痺がないとしても、現実的な避難計画の立てようがないのが実態です。福島第一原発事故と同程度の事故を前提にしても、実効ある避難計画が策定できないことは明らかです。

① 避難計画は、原発を稼働させないことを前提としたものにする。

② 橋本前知事は、「避難体制の確保は極めて困難」「県民の生命と暮らしを守るため、安全性と避難体制の実効性が確保できない状況では、原発再稼働は断じて認めません。」と述べていました。大井川知事の立場は、橋本前知事のこの立場と違いがあるか、明らかにすること。

③ 県は自ら策定した茨城県広域避難計画が極めて不十分なものであることを認めてきました。その県の計画にもとづいて策定される各市町村の避難計画もきわめて不十分

なものであることは明らかです。市町村の避難計画が策定されても、それをもって再稼働の条件の一つが整うことにはならないことを知事として表明すること。

④広域避難計画を策定することになっている 14 市町村の進捗状況を明らかにすること。

(3) 安定ヨウ素剤の事前配布に関する 2017 年度の私たちの要求に対して県は、「安定ヨウ素剤の配布については、国の原子力災害対策指針において、P A Z (5 km)内は事前に行い、U P Z (30 km)内は緊急時に行うため備蓄を原則としており、国の交付金で緊急時配布用として購入した安定ヨウ素剤を、U P Z内の事前配布に用いることは認められておりませんので、制度的に県の判断で配布を認めることは困難です。」と回答しました。原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課の「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」では、U P Z内において「避難経路途中に配布場所を設けることが困難である、配布体制の準備に時間を要する等の状況により避難や一時移転の際に迅速な配布が困難と考えられる地域や対象者等については安定ヨウ素剤を事前配布することも可能である」としています。

①東海第二原発のU P Z内のすべての地域や対象者について「避難や一時移転の際に迅速な配布が困難と考えられる地域や対象者等」はないという確証があるなら、それを明らかにすること。

②福井の原発群から 50 kmに位置する兵庫県篠山町では、安定ヨウ素剤の配布について、成長期にある子ども達を中心にすべての方に受領を勧め、平成 28 年までに、3 歳以上 13 歳未満の約 74 %、市民全体では約 30 %の住民に事前配布され、昨年度は対象を乳児まで拡大させ、ゼリー状の安定ヨウ素剤を配布しています。ひたちなか市でも、ゼリー状のものを含めて安定ヨウ素剤の事前配布を行っています。茨城県でも、全ての住民に受領をすすめ、希望者には医師等から必要な説明をしたうえで配布すること。

③安定ヨウ素剤の配布方法、配布体制の整備について、進捗状況を明らかにすること。

(4) 複数の避難先確保に関する 2016 年度の私たちの要求に対して県は、「複合災害により予定していた避難先が使用できない場合の対応については、第 2 の避難先をどのように確保するか、専門家の意見を聞きながら、国や現在協議を進めている隣接各県と連携し検討していきたいと考えております。」と回答しました。予め第 2 の避難先を確保しておくことが必要であり、その避難先は、第一の避難先と重複しない、さらに遠方の避難先になると考えます。いつまでに、どの範囲で確保する見込みか、明らかにすること。

(5) 地震等の複合災害、他の原子力施設との複合災害を含めて、複合災害対応の進捗状況について明らかにすること。

(6) 茨城県広域避難計画策定時に県は、「今後の課題」としてあげていた「県外の避難先の確保」「スクリーニング実施体制の確保」について、進捗状況を明らかにすること。

(7) 東海第二原発から茨城県庁まで 20 kmです。原発事故が起これば、県庁も避難せ

ざるを得ません。事故後の県庁の機能をどこに移転しどのように機能させようとしているか明らかにすること。

(8) 甲状腺エコー検査など健康調査の実施を

東京電力福島第一原発事故後、福島県が実施している県民健康調査の1巡目から3巡目で甲状腺がんが確定した人が160人、がんの疑いが36人、合計196人となっています。この患者数には、県民健康調査以外で発症等が確認された方は含まれていません。県民健康調査により甲状腺がんと診断されて手術を受けた患者の9割はリンパ節転移、甲状腺外浸潤、遠隔転移などのいずれかに該当しており、過剰診断にはあたりません。

- ①甲状腺検査など放射性物質の影響に関する健康調査を県として行うこと。
- ②復興特別交付税の対象地域である36市町村をはじめ全市町村の健康調査を積極的に促すこと。
- ③市町村が行う健康調査に対して県として補助を行うこと。

2. 正規雇用への転換、労働者全体の賃金底上げと時給1000円以上の最低賃金の引き上げを

2018年の労働者の状況は、非正規労働者が2000万人を超え、年収200万円以下のワーキングプアが4年連続で1100万人を超えるという状態で、貧困と格差は年を追うごとに深刻になっています。これは、茨城県においても変わりません。

平成30年度の当初予算では、「新しい茨城づくり」のチャレンジポイントとして『新しい豊かさ』へのチャレンジ」を掲げ、質の高い雇用創出に向けた産業育成をうたっています。しかし、具体的な目標や取り組みが見えてきません。

(1) 『新しい豊かさ』へのチャレンジ」について

①『新しい豊かさ』へのチャレンジ」事業で、56億円を使うとしていますが、新たに何人の労働者を雇うことが出来るのかを地域ごとに明らかにすること。

(2) 「無期転換ルール」について

①無期転換ルールの運用が本年4月から始まっています。企業では雇用上限を5年にすることやクーリング期間を設けて、無期転換ルールを適用させない動きを強めています。県として、身勝手な企業のやり方を許さない対策を行うこと。

②県内の企業で無期転換を運用した企業数を把握すること。また、現時点で把握している数を明らかにすること。

③毎年、高校生に配布している「働くもののルール」の冊子に、無期転換ルールも入れること。

④無期転換ルールを県民に周知し、活用を積極的に促すこと。

(3) 茨城県の最低賃金を1000円以上に

茨城県の最低賃金は、昨年10月から25円引き上げられて796円になりました。しかし、全国平均の843円に比べると47円低く、関東では800円にならないのは群馬県と茨城県だけです。こうした地域間格差の増大は、茨城県でも県南や県西の高校生

や若者が最低賃金の高い他県で働くなど労働力の流出を招いています。

①茨城県の最低賃金の低さを県としてどのように認識しているかを明らかにすること。

また、最低賃金を上げるためにどのような取り組みをしているのかを明らかにすること。

②県庁(出先機関含む)で働く非正規職員の時給を1000円以上に引き上げること。

③県庁(出先機関含む)で働く正規職員の初任給を引き上げること。

(4) 県職員の正規職員を大幅に増やすこと

2017年度の茨城県人事委員会勧告では、「それでもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた要員が確保される必要がある」という記述があります。長時間労働の原因は県が行ったこの間の職員削減であり、人手不足が常態化しています。

①長時間労働の原因である人手不足の解消、県民サービスの質の向上の観点から正規職員を大幅に増やすこと。

②県(出先機関含む)職場で5年以上働いている非正規の職員を正規職員として採用すること。

③会計年度任用職員制度によって、正規職員の置き換えが進むことが危惧されます。現在、県庁(出先機関含む)で働いている非正規職員の雇用を確保すること。

3. 「個人の尊重」を貫く障害者・高齢者行政を

(1) 障害児(者)が暮らしの場を選択できるよう、居宅介護グループホームや入所施設、通所施設などの社会資源を拡充する施策を講じること。

(2) 入所機能を備えた地域生活支援拠点の整備の進捗状況を明らかにすること。

(3) 障害者関係予算を大幅に増額し、市町村における必須事業への財政支援を適切に行うこと。

(4) 障害者雇用義務の対象に加わった精神障害者の雇用促進についての取り組みを明らかにすること。

(5) 障害福祉サービスについて

①平成30年度より開始された新たな障害福祉サービスである自立生活援助、就労定着支援等の県内の事業所数を圏域ごとに明らかにすること。

②就労継続支援B型事業所について、圏域ごとの事業所数、重度障害者支援体制加算取得率を明らかにすること。

③就労系生涯福祉サービス事業所では平均工賃が高いほど、基本報酬が高くなる仕組みとなっているため、事業所が障害の重い方の受け入れを控えることや、受け入れを行っている施設・事業所が適切に評価されない懸念がある。

報酬体系に影響され、偏った運営にならないよう重度障害者支援体制加算の周知や要件緩和、その他の加算の設置など積極的な働きかけを行うこと。

(6) 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が増加しています。特に放課

後等デイサービス事業所が急増しているかと思われます。

①圏域ごとの過去5年の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所数の推移を明らかにすること。

(7) 公共交通の拡充を

高齢化にともない「自動車免許返上したら通院もできなくなり車が手ばなせない」と切羽つまった声を聞いて久しくなります。市町村はバス・タクシー会社とコミュニティバスやデマンドタクシーなど交通ネットの確立に努力していますが、十分なものはなっていません。県でも今年、広域路線バスネットワーク事業の拡充を図ることですので期待しています。

①広域路線バスネットワーク事業の取り組み状況と課題となっている事項について明らかにすること。

②コミュニティバスの運行など市町村が取り組んでいる交通対策の実態を明らかにすること。

③予算を増やし、市町村の取り組みを財政面でも支援すること。

(8) セーフティドライブを確保するために

①県道のいたる所で、センターラインや横断歩道などの標示が薄く消えかかっています。早急に道路を点検し、安心して運転ができるようにすること。

4. 生活困窮者対策、生活保護行政の充実をめざして

(1) 茨城県社会福祉協議会、生活福祉資金貸付制度について。

この制度の貸付対象者は限定的であり、貸付要件は多すぎて、かつ厳しすぎます。また借入審査は随時ではないので、申込の月日によっては資金交付まで約2ヶ月以上かかる場合もあります（資金種類にもよる）。

他の金融機関などから融資を受けられない、生活困窮者や福祉目的の利用者など、だれもが利用できる制度からは、かけ離れた利用し難い問題のある制度と言えます。法律改正を国に要望すること。（償還完済の確率を上げる為に厳しい要件を課したと考えます。）

平成29年度の茨城県内の次の利用状況を明らかにすること。

1) 借入相談総件数

2) 次の各借入申込件数と貸付決定件数

①総合支援資金

②福祉資金

③緊急小口資金

④教育支援資金

⑤不動産担保型生活資金

(2) 生活保護は、憲法第25条に明記された国民の生存権を保障する、最後のセーフティネットです。13年には最大10%という過去最大の生活扶助基準が引下げられ、新たに本年10月から最大5%削減されます。このことは、生活困窮者の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を脅かすばかりか、保育料や介護保険料、就学援助、最低賃金など国民の暮らしに大きな影響を与えます。

①生活保護基準の引下げに反対し、憲法第25条2項の「向上及び増進に努めなければならない」を實踐し、大幅な改善をするよう国に要請すること。

②生活保護の捕捉率は 20 %程度といわれており、捕捉率の向上は喫緊の課題といえる。生活保護を受けることは恥ずかしいことではなく権利であること、受給者へのバッシングは基本的人権を脅かすものであること、生活保護申請の仕方などについての啓発をはかり、生活困窮者の申請を積極的に促すこと。

③県および市福祉事務所のケースワーカーを受給者対比だけでなく、捕捉率向上のための業務も含めて大幅に増員すること。

5. 「公契約条例」制定にむけて一日も早い検討を

「公契約条例」の制定は、茨城共同運動として長年にわたって要求しています。担当課も会計管理課と明確になりましたが、何の進展もなく今日に至っています。「公契約条例」の制定は、茨城共同運動ばかりでなく、茨城県経営者協会も要求しているところです。条例制定は岩手県をはじめ7県でも制定されています。また、2016年11月には神奈川県で、県庁舎内の委託業務(庁舎清掃、警備等)で働いている589名の賃金実態調査を実施し、2017年3月に結果を公表しました。

(1) 茨城県でも神奈川県と同様の賃金実態調査を行い公表すること。できない場合は理由を明らかにすること。

(2) 国に対し、公契約に関する必要な措置を速やかに講ずるよう要請すること。

6. 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を

(1) 中小企業・小規模事業者の発展が地域の経済、雇用の安定に重要であること、建設業における人材の育成・確保を図るうえでも、重要であることが「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示されています。

①小規模・家族経営の建設業者にとって、市町村からの受注業務や事業支援施策は経営と生活を安定させるのに有効です。茨城県では住宅リフォーム助成制度支援策を行っていますが、県内市町村の多くは制度がありません。住宅リフォーム助成制度は、県の地方創生総合戦略を実現させる有用な手段となります。

本年までの市町村の実施状況（新たに創設した市町村、制度を終えた市町村）、複数回利用可能実施状況について、明らかにすること。今後も市町村に住宅リフォーム助成制度の創設を強く助言すること。

②住宅リフォーム助成制度で県内産材木を使用することを求めたところ、検討するとの回答をいただき「いばらき木づかいの家推進事業」にリフォーム助成を新設されましたが、その後の進捗状況を明らかにすること。

③県内製材業者の育成状況と県の支援による成果、進捗状況を明らかにすること。

④県の創生総合戦略では生活支援サービスの維持の観点から、商店街の活性化について言及しております。店舗リニューアルの助成制度は、県の総合戦略を実現させる有用な手段となります。昨年も要求しましたが、店舗リニューアルの助成制度を、個人商店でも使えるような申請手続きにする等、使い易くして商店街、個人店舗の活性化を図ること。

⑤小・零細事業者にとって小規模工事登録制度は、事業の安定につながります。昨年も小規模工事登録制度の拡大と充実の支援を求めたところ、市町村との意見交換、県内中小企業者に対する受注拡大に努めているとのことでした。その取り組みの中に、小・零細事業者の経営安定につながる事例があれば、明らかにすること。小規模工事登録制度の県内全市町村の創設にむけて県の後押し、助言をすること。

(2) 消費行動の変化が大きく、これに対応できない事業者は淘汰され、店舗に付加価値を持たない小売店も淘汰されています。地域で暮らす小・零細事業者にとって大変困難な経営環境となっています。

①企業の競争力強化に役立つ「あきんど育成コース」「商店街コンダクター育成コース」「いばらき経営向上塾」の更なる広報の強化をすること。また、日々休みなく働いている事業者が参加しやすい開催環境を整え、早急に事業者の経営力向上を図る支援策とすること。

②小・零細事業者が事業所の近くで、何度でも中小企業診断士、経営コンサルタントの指導を受けられる制度を創設すること。

③昨年、進出企業が本県の優遇策で利益を得ても、それを還元せずに移転してしまうことを防ぐ対策を求めました。その後の施策と効果が表れた事例を明らかにすること。

(3) “小規模企業振興基本法”の具体化について

平成 26 年 6 月 20 日成立した国の新法“小規模企業振興基本法”は、小規模企業（従業員 5 人以下）が、地域経済の支え手として、また、雇用の担い手として大きな役割を發揮していることに着目し、事業の持続的発展を支援する施策を、国・地方自治体が連携して講じる責任を明記しました。事業の持続的発展を支援する施策の企画立案に責任を負う自治体に対し事業者への支援の具体化を求めます。

①昨年、一昨年と小規模企業振興基本法の具体化について回答を頂きましたが、その後の進捗状況を明らかにすること。また、県内各市町村に同法の具体化策を尋ねたところ、昨年も未だ検討中との回答が寄せられ、小・零細企業の立地する地域での具体策が整っておりません。早急に小零細企業の経営力向上・事業安定につながる具体策をつくるよう県からも市町村に助言すること。

②上記具体策は担当職員が小零細企業の現場へと足を運び、現場の要望を聞きだし、現場の状況を見ることで、より有効な施策策定につながります。ぜひ職員による悉皆調査を行うこと。

③茨城県商工労働観光審議会で P D C A 進捗管理を行ってまいりますとのことでした。その後の進捗状況を明らかにすること。また、茨城県商工労働観光審議会に小零細事業者代表として茨城県商工団体連合会を加えること。

(4) 県外企業の茨城県への進出を支援するだけでなく従来から定住している中小業者に対して実効のある支援を

県の平成 30 年度予算案関係資料によると、他県から本県に本社機能を移転する際の補助を最大 50 億円としています。本社機能移転だけにとどまらず新規創業や新規事業進出には補助を行うとしています。これだけの優遇をして進出企業がきちんと本

県に利益をもたらしているかどうかを知りたいと考えておりましたが、昨年の県当局の回答は把握していないと理解せざるを得ないものでした。そして従来から本県に住んで事業を行っている中小業者に対しては独自の直接的な支援策を行っていない旨を回答されました。この県当局の姿勢には疑問を感じます。

①進出企業が従来から本県で事業を行っている中小業者に仕事を発注したり、本県の県民を優先的に雇用するなどして利益を本県にきちんと還元しているか、実態の把握について進展を明らかにすること。

②進出企業が利益を本県にきちんと還元しているとはいえない事態の把握と指導について進展を明らかにすること。

③中小業者に対して、労働者の賃上げに対する直接補助や社会保険料の減免といった直接援助を行うこと。

(5) 新しい借り換え保証制度を中心に

茨城県の資金繰り支援は、県、信用保証協会及び金融機関が連携し、融資条件の拡充や保証料補助の新設、融資利率の引き下げ等を行うことにより、中小企業の前向きな事業活動や経営安定に必要な資金の調達を支援し、地域経済の活性化を図りますと述べています。

①県借換融資制度の制度設計に照らし、この1年間の利用状況（申請件数、利用件数・新規利用者と融資額）と今後の施策について明らかにすること。

②茨城県信用保証協会を、県内中小企業の42.7%が利用しています。「条件変更改善型借換保証制度」の運用がH28年から始まっています。昨年の対象事業者数と制度申請、制度利用事業者数と融資額を明らかにすること。

③利用状況を踏まえて現状認識を明らかにするとともに、今後の施策、広報等の取り組みについて報告すること。また、旧来の「借換保証制度」のH29年度の対象事業者数と制度申請、制度利用事業者数と融資額を明らかにすること。

④フリーローンの利用が広がり、多重債務状態になる事態が起きています。県は実態、実情を把握しているか、明らかにすること。また県は、フリーローン問題への対応、対策をどのように考えているか、明らかにすること。

7. 「滞納整理は差押さえ優先」から納税者の生業とくらしに見合う徴収行政を

「茨城まち・ひと・しごと創生総合戦略」では県民本位で、行政サービスの質を高めていくことが記されています。これと『第7次茨城県行財政改革大綱』の「改革項目 Ⅲ持続可能で健全な財政構造の確立」の(3、歳入の確保)の① 県税滞納額の縮減、課税の適正化の箇所、「個人県民税については、滞納額全体の約7割を占めていることから、徴税力強化に向けた専門家からの助言及びその実施状況の継続的な確認・検証など、徴収率低位団体へのよりきめ細かな助言を実施するとともに、県税務職員の相互交流・派遣などを通じ、市町村の徴税体制を支援します。また、特別徴収制度を一層推進することなどにより現年分の滞納額の縮減を図りながら、茨城租税債権管

理機構との連携強化や合同滞納整理のさらなる活用など滞納繰越分対策を推進します。」との整合性、他自治体の取組、昨年の県の回答などについて、質問と提案をします。

(1) 私たちが受けている生活相談では、地方税滞納者は他にも税滞納や家賃などの未払いのある多重債務者が多く、このような多重債務者は税の滞納整理が出来たとしても、出口の見えないぎりぎりの生活が続き、家族の誰かに不慮の事故、病気が有ったことで、家計が破綻し、再度滞納を産むという状況が有ります。このことを踏まえて昨年は滋賀県野洲市が、税徴収の現場で多重債務者の把握と、その問題解決の段取りを行政が行っていることを紹介したところ、県では滞納者の様々な問題には様々な問題解決窓口を用意してあるので、滞納者がそこに行き、それぞれの問題解決を行いながら滞納問題も解決してもらうとの回答を得ました。

1) 税徴収の現場で多重債務者であるかどうかの把握をすること。

2) 様々な問題を抱えている多重債務者に、一つひとつの解決の段取りを取らせるのは酷です。野洲市の取組に倣い、税徴収の現場が問題点を把握し、一括して問題解決につながる段取りをし、問題を解決した上で税の滞納を解消させる仕組み作りを求めます。

3) 2)のような取組が、県民本位の行政サービスと考えるが、県はどう考えるか明らかにすること。

(2) 茨城県と一部事務組合、茨城租税債権管理機構について

1) 本年度の県職員の租税債権管理機構及び市町村への派遣人数と派遣先での役職、租税債権管理機構への負担金額を明らかにすること。

2) 県は租税債権管理機構に職員とお金を出し合同庁舎の事務所家賃も免除しています。税の使い方の確認として以下のことに回答すること。

① 機構の支出金の明細は把握しているか。

② 機構職員の出張報告を把握しているか。

③ 機構の活動内容を把握しているか。また、神奈川県内の方から機構に対する苦情があったが、その後の経過は把握しているか、明らかにすること。

④ 機構の活動に修正すべき事項が有る場合、現状では指導できないとの回答を得ていますが、手法を変えるなどして指導することはできないか、明らかにすること。

8. 空き家は、地域活性化の有効な地域資源として利活用をすすめる

空き家の増加が社会問題になっている中、刑務所脱走者が空き家に長期間潜伏する事件が起きました。県内の空き家、空き家率は共に年々増加しており、2013年10月時点で空き家の数は18万4700戸、空き家率は14.6%に達し、98年以降、空き家率は全国を上回っています。

(1) 昨年、特別措置法等による条例制定の実施状況をお尋ねしたところ、情報を提供し市町村を支援していくとされていましたが、H29年4月時点で19市町村が制定されていましたが、その後県の働きかけにより制定した市町村数と今後の対策を明らかに

すること。

(2) H29 年 4 月時点で 23 市町村が、特別措置法による法定協議会を設置していましたが、それ以降の協議会の設置の実施状況と今後の対策を明らかにすること。

(3) H29 年 4 月に 220 戸が特別措置法等に基づく、「特定空き家」として認定されていました。現在は何戸が認定されているか明らかにすること。また、立ち入り調査戸数を把握されていたら明らかにすること。

(4) 昨年、安心して子育てできる一戸建て住宅の充実のほか、お年寄りや障害のある人で、所得が高額でない世帯向けの良質な住宅供給を進めることを目的に、自治体が認定する「地域優良賃貸認定制度」（認定する場合、国が改修費用の約 45 %を助成）活用した取り組みの実施状況と対策を求めたところ、1 市が実施予定、その取組を情報共有していくとしていました。その後の取組状況を明らかにすること。

(5) 改正「住宅セーフティーネット法」は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を求めています。この法律に伴う、「空き家登録制度」の創設、住宅改修費用の助成、低所得世帯の家賃補助の施策についての、県でのデータバンク等の実施計画の進捗状況を昨年求めたところ、情報収集し新制度に取り組むとしていました。これまでの取組状況を明らかにすること。

9. 全国 2 位を誇る農業県にふさわしい農政の推進を

(1) 小規模家族農業の保護を最優先した農政への転換を

2014 年の国際家族農業年に続いて国連は、2019 年からの 10 年間を「家族農業の 10 年」と定め、「小農民の権利宣言案」を豊かに練り上げています。かつて農業の近代化・大規模化・食糧貿易自由化を推進してきた国連は、2007 年から 2008 年の世界的経済危機と気候変動による食糧危機を契機として、小規模家族農業への支援と食糧主権確立に大きく舵を切りました。国連が定義する小規模家族農業は、「農業労働力の過半を家族労働力が占めている農林漁業」であり、法人も含まれます。資本的つながりによる、利潤追求を第一の目的とした大規模企業経営は、自然環境を壊し、経済危機に弱く、持続可能な農業に向いていません。一方、人的つながりを持つ社会集団による家族農業は、自然環境保全や景観維持、文化継承、地域経済への貢献を現に担っています。2015 年 9 月の国連サミットが採択した「SDGsー持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が求める持続可能な農業は、家族経営を中心にしてこそ発展させることができます。

①企業の農業参入、規模拡大、食糧貿易自由化、食糧輸出推進に偏重したアベノミクス農政を転換し、小規模家族経営支援と価格保障・所得補償を柱とした農政への転換、戸別所得補償制度の復活、米の直接支払交付金の復活を国に求めること。

②本県農業に大きな打撃を与える CPTPP (TPP 11) の国会批准に反対し、日米 FTA などの農林水産物貿易自由化に反対すること。

③ 1996 年(平成 8 年)度に 298 億円あった茨城県の農業予算（農林水産業費のなかの農業費）が、2018 年(平成 30 年)度は 121 億円と 6 割も減っています。農業予算規

模を、全国 2 位の産出額を誇る本県にふさわしく拡充すること。

④茨城農業改革大綱(2016-2020)を、小規模家族経営支援と価格保障・所得補償を柱とした政策に見直すこと。

⑤米価の下支えがなくなり、わずかな需給のずれで米価は乱高下しやすくなっています。もし今年産米の米価が下がれば、稲作農家にとっては米の直接支払交付金(10a 7,500 円)の廃止とのダブルパンチになります。米交付金廃止にともなう県内の減額分 19 億 8 千万円を補てんする県独自の施策を検討すること。

⑥新潟県においては中山間地 3 地区を指定してモデル事業を行い 10a あたり 7,500 円の所得補償を行っている。本県においてもモデル事業を行い、拡大をはかること。

⑦農業改良普及センターの普及員を増やすとともに設置個所を増やし、営農指導を強化すること。

⑧米価をはじめ農産物価格が低迷し、資材費等が値上がりするなかで、土地改良事業の賦課金等が農業経営を圧迫しないように、基盤整備事業等は抑制的に、慎重にすすめること。

(2) 土地改良事業の現状について

農業の生産力を高めるうえで有効な土地改良事業がある一方、農業経営が厳しさを増しているなかで土地改良費の農家負担が経営を圧迫している現実もあります。次のことを明らかにすること。

①県内全農地に対して、土地改良事業により(一区画当たり、30 アール以上)整備された農地の割合について

②現在、整備をすすめている地区の数およびその面積について

③県における整備目標について

④区画整理には受益者の負担が生じるが、負担を軽減するための措置の有無、さらに受益者負担に対する県による独自補助の可能性について

(3) 農業施策の変更は十分な周知期間をもって

水田農業において国による生産調整がなくなりましたが、生産調整の必要がなくなったわけではありません。水田農業においては、大規模農業経営から小規模の兼業農業まで様々な経営体があり、水田が荒廃せずに維持されているものと考えます。このような中で主食用米が生産過剰にならないよう、飼料用米の推進をすすめられてきましたが、平成 29 年末になり輸出用米も推進することになりました。このような政策の転換は大規模経営体を対象としたものと思われまます。

生産者は、種子の確保(主食用米、輸出用米や飼料用米では品種が異なる)したあとにこのような政策転換があると、すでに注文した種子が必要なくなるなど、農業経営にマイナスの影響も考えられます。

①農業施策の変更や新規施策については、農業者がゆとりを持って対応できるよう周知すること。

②急な施策の変更により、農業者への負担が増えるような場合については、県の独自補助を行うこと。

③農業は多様な生産者の努力によって守られていることをふまえ、農業施策については、経営規模の制限を設けないこと。

(4) 主要農産物種子条例の制定を

主要農産物種子法のもと、国が予算措置をして、都道府県が種子の生産、審査、管理、普及に責任をもち、あわせて地域の需要に合う品種の開発も担い、安価で優良な種子を生産者に提供してきましたが、同法は今年4月1日に廃止されました。

世界の種子市場の3分の2は遺伝子組み換え企業6社が独占しています。民間の米種子の価格は5～10倍しているのが実情です。使用農薬や販売先まで指定される生産受託契約を種子企業と結ぶ事例も広がっています。企業による農業支配を許してはいけません。

国連で現在練り上げている「小農民の権利宣言案」でも、第19条「種子の権利」で、「国は、種子の権利を尊重、保護、実現し、国内法において認めなければならない。」「国は、十分な質と量の種子を・・・手頃な価格で小農民が利用できるようにしなければならない。」「国は、小農民の種子制度を支え、小農民の種子と農業生物の多様性を促進しなければならない。」としています。

①「主要農産物種子法」廃止に伴い、大阪・奈良・和歌山の3府県が今年度から水稻種子の審査証明業務を関連団体に移行します。団体の費用負担が種もみ代に転嫁されることが見込まれ、品質保証への懸念も指摘されています。同法廃止の弊害は明らかです。企業による農業支配をゆるさず、多様性と農民の生産基盤を守るために、同法の復活を国に求めること。

②種子法廃止後も従来どおり予算が確保されるよう求める付帯決議が採択されており、国が従来どおりの予算を確保するよう求めること。

③茨城県として引き続き、主要農産物の優良品種の開発、種子の生産、審査、管理、普及を行うこと。

④新潟県、兵庫県、埼玉県では、種子の安定的な生産・供給体制を維持する条例を制定しました。北海道、宮城県、岩手県、群馬県、長野県、愛知県、滋賀県などで、現行の体制を維持しつつ、要綱・要領などを定めて対応しています。将来にわたって種子の開発、生産、審査、管理、普及を行うことを保障するために、茨城県でも主要農産物種子法に代わる条例を制定すること。

(5) 県内卸売市場に対する責任ある行政を

卸売市場法「改正」案が国会に提出されています。財界人らで構成する「規制改革推進会議」の提言を受けたもので、内容としては、中央・地方卸売市場の許認可制を廃止し、一定の基準を守る法人であれば、中央・地方卸売市場の開設を拒否できなくなります。第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則は、市場ごとの判断としており、目利きによる価格形成機能、分配機能などで重要な役割を果たす仲卸の存続を脅かし、大手流通企業の利益のために市場機能を形骸化させるものです。生産者はもとより、青果店や飲食店、消費者にも悪影響が及びます。

①卸売市場法「改正」案に反対する意見を表明すること。「改正」案の問題点を県と

してどう認識しているか明らかにすること。

②相対取引では大手スーパーなどに有利になることは明らかです。現行法のもとでさえ、強引な値引きに応じざるを得ない事例は後を絶ちません。「せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等」は「せり又は入札」で取引するよう指導すること。市場取引の実態を監視し、優越的地位の濫用など不公正な取引を把握したときは公正取引委員会に告発すること。

③県内の市場が本来の機能を発揮し、県内の生産農民や中小小売店にとって、良い市場産品が適正価格で取引できるように、県がリーダーシップを発揮すること。

④市場と直売所の連携など、小規模農家の産品を活かした、地場流通の活性化につながるとりくみをすすめるよう助言、指導すること。

(6) 新規就農者への総合的な支援強化を

平均的な農家が赤字になる状況では、いくら就農支援をしても継続していくことは困難です。就農者をふやすためには、しっかりとした価格保障と所得補償を土台に、安心して就農できる環境を整備する農政の確立が欠かせません。そのうえで総合的な新規就農者支援をしてこそ、就農者の定着につながります。

①資金援助や技術習得だけでなく、地域に馴染み定着するための支援や販路確保への援助を含む総合的な新規就農支援をすすめること。

(7) 農福連携の推進を

少子高齢化の進展等により、農業分野でも人材確保は大きな課題になっています。農福連携は、障害者の方々にとっても働きがいのある雇用の場になり喜ばれています。

①県と市町村が、農家が必要としている作業を把握して福祉施設などに提案する農福連携のとりくみをすすめること。

(8) 里山保全を含む総合的な獣害対策を

本県でイノシシ被害が増えている原因は、原発事故による放射能汚染により捕獲したイノシシを食用にまわせないことがあるからです。そのため、対処として捕獲や防護に対する補助は重要です。しかし、より根本的な獣害対策としては、森林に実のなる広葉樹を増やしてイノシシ・ハクビシン・タヌキなどの食糧を確保し、里山の下草刈りや耕作放棄地の草刈りなどで見通しをよくして人里に獣が来ないようにするなど、獣と人間の棲み分け対策を含めた総合的な対策が必要です。

①里山保全を含む総合的な獣害対策を行うこと。

10. 一刻も早い医療後進県からの脱却を

(1) 医師不足対策にいっそうの努力を

厚生労働省の統計(2016.12.31 現在)によると、本県の人口 10 万人あたりの医師数は全国平均 240.1 人を大幅に下回る 180.4 人(今年 3 月の報道では 189.8 人)で、この間ずっと全国 46 位にとどまっています。小児科にいたっては 78.4 人で全国最下位となっています。

一方、これに対し、県では今後 6 年間で県内の医師数を 880 人増やすことなどを柱

とした「第7次保健医療計画」の原案をまとめられたとの報道がありました。これまでのご努力に敬意を表します。これらの取り組みがより良い成果をあげられることを願って、以下の事項について回答願います。

1) 茨城県の二次医療圏の状況について、二次医療圏ごとに、人口 10 万人当たりの医師数を示すこと。同じく、医師数は増えたのか比較できる最新の資料を示すこと。

二次保健医療圏別人口 10 万人当たり医師数(人)

	茨城県	二次保健医療圏								
		水戸	日立	常陸大田 ・ひたち なか	鹿行	土浦	つくば	取手・ 竜ヶ崎	筑西・ 下妻	古河・ 坂東
H26	177.7	221.5	150.6	109.2	90.7	199.7	369.6	170.2	101.3	130.6
H16	150.0	179.9	138.3	85.0	89.5	162.1	321.4	144.8	101.0	110.9
増加数 (26比)										

2) 小児科医・産科医の確保について

昨年の回答では、平成 27 年度から実施されている地域枠(全国対象)制度による入学者は、平成 27 年度 4 名、平成 28 年度 5 名、平成 29 年度 5 名でした。現在の確保状況を明らかにすること。

3) 地域医療医師修学資金貸与制度(いわゆる『地域枠制度』)について

平成 30 年 3 月に卒業した人数と、所属先病院と派遣の条件を明らかにすること。

4) 地域枠の対象者の見込み数(別表例)と、診療科目の分布等を明らかにすること。

(表に数値を入れて下さい。)

【回答】

別表例	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
卒業数	4	11	16	23	22	35	39	42	43	53	53
就業数	4	11	15								
定着数		4	15								

5) H 31 年以降の継続について、「平成 29 年 6 月 5 日に、県選出国會議員、厚生労働省及び文部科学省大臣ほか関係各局長及び課長等に対し、地域枠制度の延長について要望活動を行ったところ」と回答がありましたが、結果について明らかにすること。

6) 第7次保健医療計画) について

「医師確保」および「地域偏在の解消」についてお尋ねします。

①医師確保について、「医科大学との新たな関係構築」や「U I J ターンの促進」などが挙げられていますが、具体策を示すこと。

②医師偏在の解消について「地域医療センターの体制の強化」が挙げられていますが、具体的なプランを示すこと。

7) 新専門医制度への対応について

2018 年度から新専門医制度がスタートしましたが、日本専門医機構の発表では、都

道府県別の専攻医の登録状況は全体で 8,409 人、東京都が最も多く 1,825 人(21.7%)、茨城県は 129 人(1.5%)です。また、新専門医制度に伴い茨城県から 34 名が東京都に移動します。

①新専門医制度の実施により医師偏在と地域医療への影響について様々な医療団体や学会等から懸念の声が出されています。県の見解と対応を示すこと。

②これから本格的に地域包括ケア時代を迎えるにあたり、総合診療専門医の数が重要になると考えられます。

○茨城県における総合診療専門医の定員および登録状況を明らかにすること。

○今後、総合診療専門医を増やしていく考えや方策があれば示すこと。

(2) 地域医療構想について

1)保健医療福祉協議会」および「地域医療構想調整会議」の開催状況と県内の病床数の動きについて明らかにすること。

2)二次医療圏ごとの病院間の「調整」によって、産科・婦人科・小児科をはじめ医師の偏在化がさらに深刻化すると懸念が出されています。これについて見解を示すこと。

3)地域医療構想の中では「在宅医療の充実」が要になっているといえます。しかしながら、在宅医療を担う病院・診療所・医師・医療スタッフの不足により、需要を満たすことが出来ない現状が県内各地にあります。県として、在宅医療に対する方針および具体的対策を示すこと。

4)「水戸保健医療圏の将来の医療体制を検討する会議が 15 日設置され第一回会議が開催された」との報道(5/16 茨城新聞)がありました。医療供給体制が大きく変わることは住民にとって重大な関心事です。情報公開と住民の意見反映について今後の方向を示すこと。

(3) 介護療養病床は、2017 年度末に廃止になりました。県としては「療養病床転換補助制度を設け、介護老人保健施設等への転換に係る費用の助成に取り組んでいる」とのことですが、転換した病床数を明らかにすること。

(4) 鹿行地域での病院再編(神栖済生会病院と鹿島労災病院)、筑西地域での新中核病院とそれに伴う病院再編が進んでいます。経営母体も違い、スタッフ確保の点でも大きな課題を抱えており、県からの援助は欠かせないと考えます。

1)地域のニーズはどのようなものと把握しているのか示すこと。

2)どちらの再編計画においても、医師・医療スタッフの確保が、最大の課題であると考えます。県として、この地域における人員確保の計画を示すこと。

3)他の地域でも、病院再編の計画があれば示して下さい。また、地域の医療整備計画にも関わる問題ですので、病院間に任せるのではなく、県として対処すべき・している課題について、具体的に示すこと。

(5) 看護・介護職員の拡充について

1)看護師や介護士など、一般医療、老人介護ともに需要が高まっています。しかし茨城県では十分な数の養成や確保が出来ていない状況と考えます。

①茨城県の養成目標、就業目標値をそれぞれの職種について出して下さい。その上で、現状に対する県の考え方を示すこと。

年	就業看護職員数					人口10人対 看護職員数
	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計	
平成26年末	1,097	642	19,675	8,056	29,470	1,009.6
平成24年末	1,046	591	18,646	8,390	28,673	974.3
平成22年末	1,000	535	17,092	8,529	27,156	914.4

②その実現のために県が行っていること、これから行おうとしていることを示すこと。

(6) 診療報酬の削減が続いており、ほとんどすべての病院・診療所で経営に苦慮しており、もはや経営の工夫だけでは乗り切れない状況です。

地域住民の健康と生命をまもるため、生活し続ける地域づくりのために、診療報酬のプラス改定を国に要望することを求めました。昨年回答は「要望すべき事項ではない」ということでしたが、現在の考えとその理由を示すこと。

(7) 「無料低額診療事業」の調剤薬局への拡大について

国の動向について把握しているものがあれば明らかにすること。

(8) 高齢者医療・介護について

1) 「第7期いばらき高齢者プラン21」(H30～32年度)について、概要を示すこと。

2) 生活支援サービスについて

生活支援サービスは厚生労働省によると、「高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活支援サービスと高齢者自身の社会参加が必要」「多様な主体による生活支援サービスの提供に高齢者の社会参加を一層進めることを通じて、元気な高齢者が支援の担い手として活躍することも期待される。このように高齢者が社会的役割を持つことにより、生きがいや介護予防にもつながる」としています。サービスを提供する主体は、ボランティアやNPOや高齢者自身などとされ、サービスを受ける側は、要支援1・2要介護1・2の方が主に想定されています。

昨年の回答では、「高齢化が今後も進む中、生活支援サービスも含めた介護サービスの質の維持・向上を図るために保険料が高額となり、被保険者の皆様や市町村にとって大きな負担となるようなことのないよう、国による十分な財政措置を求めた」としました。

「国による十分な財税措置を求めた」ということですが、その内容と国からの返答について示すこと。

3) 介護職員の処遇改善について

介護職員の賃金労働条件は他産業に比べて低く、働き続けられる処遇になっていないと考えます。そのため増加し続ける高齢者に、十分に介護サービスが提供できていない現状もあります。介護報酬をアップさせることが、利用施設の継続・充実、職員の労働条件改善につながり、安全安心の介護につながりますが、高齢者や利用者負担増となるのは社会保障の性質から避けるべきで、公的資金割合を増やすことが肝要と考えます。

①引き続き、県としては県内の介護労働者の処遇について、どのように考えているのか明らかにすること。

②県内での介護労働者の平均賃金と加算の取得状況(新加算含む)を示すこと。

③加算をとっていない事業所や低いレベルの加算しか取っていない事業所への指導方法およびその効果を示すこと。

④労働の実態の把握はどの程度しているのか(有給休暇、残業代、シフトなど)を示すこと。

公表可能な範囲で、実態把握の範囲を示すこと。

⑤労働条件や勤務環境が良くない事業所の把握や指導は行っているのかを示すこと。

公表可能な範囲で、指導した事例を示すこと。

⑥施設職員配置基準(3対1)について

国は「各県の条例で定める」と言っており、県は「平成 25 年度から、全都道府県において、人員基準等を条例及び規則に定め」とし、昨年交渉時は「国の法律に従っている」旨の回答でした。

昨年回答では県内の事業所で、基準以上の配置について「多くの施設では3対1以上の人員配置」とのことでした。また、国から示された従うべき基準があり、「条例及び規則において、基準省令と同じ基準を定めている」との回答がありました。

以上のことから、各施設の現状を踏まえて3対1は必要基準であると言え、県としての配置基準(3対1)を条例化すべきと考えます。県の考えを示すこと。

⑦「一人夜勤」について

介護施設での「一人夜勤」が問題となっております。国は「複数のフロアの施設における一人夜勤」「他のフロアに職員がいればよい」、もしくは「宿直がいればよい」との見解を示しています。しかし、小規模多機能やグループホームなど、単独型施設では純粋な一人夜勤になっています。仮眠や休憩も取れない状態で「当直」とも言えない勤務状況で、労働基準法に違反しているとも取れます。県として「一人夜勤」について見解を示すこと。

⑧夜勤規制について

看護師確保法にあるような指針を介護施設にも設けるべきではないかと考えます。県として、介護施設における夜勤の実態を知っているか示して下さい。それに対する見解を示すこと。

4)サービス付き高齢者向け住宅の充実について

一般の賃貸住宅に比較して高齢者が借りやすく、また、安否確認サービスなどがあり高齢者が安心して住むことができるとされる「サ高住」ですが、施設によってサービス内容に違いがあります。地域包括ケアシステムにも、高齢者がいつまでも住み続けることができる住宅として位置づけられているようですが、真に安心して住み続けることができるように人員体制やサービス内容等の実態についてはどのように把握していますか。県内施設で、監査や検査等において不適合とされた施設はありますか、あった場合はどのように措置されましたか。

5) 成年後見制度の利用促進について

「介護保険」とともに高齢社会を支える車の両輪として導入された「成年後見制度」でしたが、介護保険の普及とは違って利用者数が極端に少ないのが現状です。「自分の年金を自分のために使えない」など、経済的虐待等をうけている高齢者も多いことから、成年後見制度利用を促進することが必要だと考えます。成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。市町村が、利用促進に関する施策や実施機関設立支援、審議会設置などを行うことになり、県の役割として、広域的な見地から後見人となる人材育成や必要な助言を行うこととされていますが、茨城県としてどのように支援していこうとするのか、考えをお聞きいたします。

6) 認知症対策について

内閣府「平成 29 年版高齢者白書」の認知症高齢者数の推計によると、「平成 24(2012)年は認知症高齢者数が 462 万人と、65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人(有病率 15.0%)であったが、平成 37(2025)年には約 5 人に 1 人になるとの推計もある」とのことです。

医療機関や高齢者施設を利用してはじめて「認知症である」と発覚することも多くあります。在宅で軽度のうちに治療やリハビリで進行を遅らせるためにも、発症後の適切な対応による QOL 向上のためにも、本人や家族の知識の向上が必要です。「認知症サポーター」などの取り組みもありますが、県としてどのように対処していくのか具体的に示すこと。

7) 介護報酬、介護保険料について

現在の介護報酬では、ほとんどすべての施設・事業所で経営に苦慮しており、もはや経営の工夫だけでは乗り切れない状況です。

①年間の介護事業所の増加数・減少数について、直近のデータを示すこと。また、減少の原因を示すこと。

②地域住民が生活し続ける地域づくりのために、介護報酬のプラス改定を国に要望すること。

③介護報酬を上げて利用者負担が上がらないよう、国に財政措置を要望すること。

④介護保険料引き上げと県のスタンスについて

4月に改訂された介護報酬により 65 歳以上の介護保険料が多く市の町村で引き上がることになりました。茨城県内では水戸市など今年度は据え置いた市町村もありますが、来年度以降は不透明です。ちなみに、国民健康保険料(税)も同様です。後期高齢者医療保険料や高額療養費の自己負担上限も引き上げられます。一定所得のある高齢者の介護保険利用料も 2 割から 3 割に引き上げられます。入院時の「食事代」「居住費」も引き上げになりました。

県内の高齢者の経済状況は、被保護世帯の増加などにみられように悪化し続けています。これ以上医療・介護の負担が増えることは、とりわけ所得の低い高齢者にとっていのちと暮らしに直結する問題です。この問題について県のスタンスと今後の対応

を明らかにすること。

⑤「新しい総合事業」移行後の経過について

2017年度から各市町村で「新しい総合事業」が始まりました。要支援認定者の訪問・通所サービスはほとんどの市町村で「現行相当」もしくは「現行相当+多様なサービス」に移行したと思われまます。しかし、それから1年が経過して「現行相当」という概念がなくなりました。私たち独自のアンケートの「中期見通し」からも、半数以上の市町村が「サービスの担い手」を有資格者から有償ボランティアや「住民主体」に移行すると回答しています。また予算措置についても「縮小していく」と回答した市町村がいくつかあり、単価引き下げによって委託を受ける事業者が減少していくことも十分考えられます。介護予防サービスの低下と介護度の悪化が懸念されます。

県として現状認識と今後の予想と対応について明らかにすること。

8) 高齢者ドライバーが運転免許返上した場合の足の確保対策

近年、運転免許を返上する高齢者ドライバーが増えてきておりますが、同時に、地方においては自動車を手放すことで日常生活に支障をきたす懸念も大きくなっています。

①市町村における「生活支援コーディネーター」や、地域の方々が参画する「協議体」の設置状況および県のコーディネーターの養成のための研修の実施状況について明らかにすること。

②県が生活支援サービスの維持・確保に取り組む市町村等を支援する「生活環境づくり支援事業」の実施状況について明らかにすること。

(9) 保健所の統廃合について

「県内 12 カ所の保健所について、県は再編も含めた今後の在り方の見直しに乗り出す」との報道がありました(4/16 茨城新聞)。記事にあるように 1999 年に 14 カ所から現在の 12 カ所に再編統合されました。これ以上の再編統合は、地域保健・公衆衛生対策に影響をおよぼすとの懸念があります。県の見解と今後の方向性を示すこと。

11. 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

「貧困と格差」がひろがる中で、国民健康保険料(税)を払いたくても払えない人々がいるのが現状です。国保財政が厳しい主たる原因は、国庫負担が引下げられたことにあります。1980年代には50%を超えていた国保の総会計に占める国庫支出金は、25%程度に下がっています。したがって、国庫負担の増額なくして根本的な改善ができないことは明らかです。

医療保険制度改革関連法の成立によって、2018年度から国保の都道府県単位化がされ、県は国保の保険者として加わり、市町村とともに国保運営に関わることになりました。国保制度の都道府県化によって、保険税(料)の大幅な引上げと徴収強化がいつそう懸念されます。

(1) 昨年回答で「国民健康保険制度は社会保障制度」との認識を示された。憲法第25条2項にもとづき社会保障の「向上及び増進に努めなければならない」を具体的に実

践することを国に求めること。

(2) 全国知事会は、協会けんぽ並の保険料負担にするには新たに1兆円の投入が必要と試算している。都道府県化にあたって国は3400億円を投入するが不十分であり、大幅な増額をするよう要請すること。

(3) 市町村が納める県への「納付金」が過大とならないよう県が国保会計への補助を強化し、市町村が保険税(料)の引下げにつながるようにすること。

(4) 被用者保険では扶養者数が保険料に影響しないが、国保では「均等割」に反映される。子どもが多ければ多いほど負担が増えることは少子化対策にも逆行するものであり、是正措置を打ち出すこと。

(5) 都道府県化にともなって「保険者努力支援事業」、保険税(料)の徴収強化が懸念される。担税能力に応じた課税と納税への理解を得る努力、減免制度の活用などを通じて、徴収強化とならないようにすること。

(6) 2018年10月から入院費助成が高校3年生まで拡大されます。外来は小学校6年生のまま据え置きとなっています。引き続き、マル福制度を拡充・充実させること。

(7) 国保加入者の最大の悩みは国保料(税)の高額化で「払いたくても払えない」ことにあります。国保料(税)の高額化を克服するために県としても努力されていることと思いますが、今年度は具体的にどのようなことをされているか、明らかにすること。

(8) 国保料(税)の減免制度が十分に周知、活用がされていないのではないのでしょうか。インターネットや県、市町村広報に限定するのではなく、窓口や直接訪問して国保加入者と対応する際に減免制度を周知徹底するとともに、払える国保料(税)となるよう減免制度の拡充を市町村に助言すること。この1年間でどのような進展があったかも明らかにすること。

(9) 各市町村の被保険者数、滞納額、滞納者数、短期保険証発行数、資格証明書発行数について最新の統計を明らかにすること(類似の調査結果があればその開示を)。滞納があるからといって安易に被保険者証を交付しないという対応を行うことのないよう市町村に助言すること。

12. 子育て支援の充実・拡充の流れをいっそう力強く

憲法、子どもの権利条約、児童福祉などで明らかなように国及び地方自治体は、子どもが豊かに成長、発達する権利を保障する責務があります。また、「子ども・子育て支援新制度」については、国、自治体が責任をもって、すべての子どもが等しく保育を受けられるように抜本的な見直しを行うことが求められます。

(1) 希望するものがすべて希望する保育所等に入れるように

① 県として国の待機児童の定義を、希望する保育所等に入れなかった子どもを含めたものに改めるよう国に要請すること。

② 待機児童解消のため、希望者全員が居住する地域で入所できるよう国に要請すること。

③ 待機児童解消のため、公立および社会福祉法人立の認可保育所を増やす施策を講じ

ること。また、とくに待機児童の多い0～2歳児の定員増をはかること。

④待機児童の解消を理由に、いわゆる「詰め込み」などを行わないように助言すること。また、独自に最低基準を改善して運営している市町村に、国基準への引き下げをもとめないこと。

(2) 企業主導型保育事業は、市町村が関与せず、適切な指導や監督が保障されず、施設等の基準等も認可保育所の基準を下回るなど抜本的に見直すことが求められています。県として実態を把握していれば明らかにすること。

(3) 保育士不足を解消し必要な保育士を確保すること。

①昨年は、「保育士不足への緊急的な対応として、本県においても保育所等における配置が必要な職員の一部について、保育士要件の弾力化を行っている。」との回答でした。「必要な職員の一部について保育士要件の弾力化」を具体的に明らかにすること。

②昨年は、「無資格者については一定の業務経験を有する者等に限定しているほか、園児の多い日中のコアタイムに保育士資格者を集中的に配置し」との回答をいただきました。この回答は、無資格者の拡大に道を開き、子どもの安全と質の低下が懸念され同意できません。保育は有資格者で行うことを基本に、「保育の質」を確保すること。

③保育士の専門性を否定し、保育士等の配置基準の引き下げにつながる無資格者、教諭等の配置を認める「弾力化」、規制緩和は行わないよう国に要請すること。

④低賃金が保育士不足要因のひとつとされ、県が月額4万円程度の処遇改善を実施していることを歓迎するものですが、職場内のバランスを欠くことなどから申請できない事業所もあります。「保育士の処遇改善」との原則を守りつつも柔軟に対応できる制度に改め、予算を増額すること。

⑤公立保育所の多くが非正規保育労働者に支えられている実態にあります。昨年5月に地方自治法および地方公務員法が改正され、2020年4月から「会計年度任用職員」制度が導入されます。県として保育の専門性、継続性が高い現場に「会計年度任用職員」が入ってきた場合、保育の質向上につながるとお考えか、県としての見解を明らかにすること。

(4) 公立保育所を公立のまま存続させ、拡充を図ること。

①今年度、44市町村で公立保育所を民営化する市町村があれば明らかにすること。

②また、これまでに公立保育所から民間、公益法人になった園数を明らかにすること。

③公立幼稚園の民営化及び、直接契約となる認定こども園化の誘導や押し付けを行わないこと。

④今年度、44市町村で公立幼稚園の民営化、認定こども園化(新設・移行)を行う市町村があれば明らかにすること。また、これまでに公立保育所からまた、これまでに公立保育所から認定子ども園に移行した園数を明らかにすること。

(5) 施設利用や保育時間を改善するよう国に要請すること。

①保育時間を8時間と11時間の2つの設定を改め11時間に一本化すること。また、

「要保育認定」で長時間、短時間の区分をなくすよう国に要請すること。

②育児休業取得により上の子を退園させることが無いように、国として必要な措置をとるよう国に要請すること。

(6) 子育て支援、人口減少対策のひとつとして、保育料を無償とするよう国に要請すること。

①当面、県の独自政策として検討すること。

②多子世帯等の保育料についても県の独自政策として補助を検討すること。

(7) 特別保育事業等（延長保育、休日・夜間保育）については市町村の責任を明確にし、地域の実態、保育要求に応じた実施ができるよう国に要請すること。

(8) 障害児保育事業に、十分な財政保障をするよう国に要請すること。

(9) 子ども家庭福祉要求

①急増する警察からの通告に対応する体制について、地方交付税によらない財政措置で児童相談所を構築するよう国に要請すること。あわせて基礎自治体である市町村の相談体制を強化するよう国に要請すること。

②一時保護所に入所している児童の教育権を保障するための措置を早急に講じること。あわせて一時保護所の環境改善と体制強化、増設を速やかに実施すること。

③児童養護施設等の小規模化の実現が図られるよう、適切な配置基準と環境整備に向けた十分な財源措置を図るよう国に要請すること。

13. 子どもの現状を踏まえ、子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実を

(1) 少人数学級の拡大

茨城県は、茨城方式の35人学級を18年4月から中学校3年生まで拡充しました。茨城県の英断を高く評価するとともに、地域社会の健全な発展を視野に入れて、定員割れした県立高校の先行的35人学級を県の責任で推進する等35人学級を県立高校でも具体化することを求めます。

①国の責任で35人学級を小中学校、高校で実現するよう県教育委員会として文部科学省に要請すること。

②定員割れした県立高校の「入学時学級減」や「進級時学級減」をやめて、県の責任で定員割れした県立高校の35人学級を先行的に実現すること。

(2) 全国学力テストについて

学力テストの平均正答率を上げるための事前の過去問の演習などによって、小中学校の教育は歪められています。結果が出ると全国平均との差を問題にして、一喜一憂する実態が広がっています。しかし、平均正答率の結果は子どもたちの学力とは全く関係ないのが現実です。こうした現状を踏まえるならば、全国で一律に実施されている学力テストの実施を根本的に見直す時期にきています。茨城県教育委員会が責任を自覚し、文部科学省に廃止に向けた要請を実施すること求めます。

①引き続き県教委が学校ごとの平均正答率や順位をつけたデータの公開をしないこと。

- ②県教委が考える「課題を克服したり好成績を上げるなどした学校」名を公表したり、表彰するなどして、結果的に各学校間の競争を煽るようなことをしないこと。
- ③平均正答率が全国平均を下回った教科をことさら取り上げて、平均正答率向上のための新たな取り組みを始めないこと。
- ④市町村教育委員会が学校ごとの平均正答率や順位をつけたデータの公開をしないよう助言すること。
- ⑤全国全ての小中学校に実施を求める全国学力テストの実施をやめるよう文科省に申し入れること。

(3) 高等学校に通う生徒の学びを保障し、教育条件の拡充を

- ①高校授業料の所得制限の導入は、免除を求める保護者の手続きの煩雑さと手続き書類を整理する学校事務職員の過重な事務作業を生み出しました。これらの現状を踏まえ、国に対して「高校授業料徴収の所得制限」を撤回するよう求めること。
- ②新潟県の取り組みを調査し、茨城県独自に高校進学者、大学等進学者に対する給付型奨学金制度を創設すること。
- ③ 2017 年度から始まった国の給付型奨学金制度は生活保護家庭や住民税非課税家庭の高校生を対象にしたもので、対象者の数が限られている上に給付型奨学金があっても対象の家庭では大学等に進学することが非常に困難です。

現行の給付型奨学金制度の改善とともに、国の給付型奨学金の対象を当面保護者の年収が 600 万円以下にするなどの抜本的な見直しが必要です。以上を踏まえ、国に対して給付型奨学金制度の大幅な見直しを要請すること。

- ④県内では公的交通機関が完全に撤退している地域が出てきています。県立高校では、保護者負担のスクールバスを走らせて対処していますが、保護者負担を軽減するために県の支援が求められています。現状を調査するとともに、具体的支援を始めること。
- ⑤受益者負担を理由にした教育費の父母負担の見直しをおこない、教育費の父母負担を軽減するため、茨城県の教育予算を増額すること。

(4) 学級減や高校統廃合ではなく、生徒の豊かな成長を保障する高校教育の充実を

これまでの高校統廃合や学級減によって、県立高校を希望しながら高校進学ができない生徒の問題は、県立高校の存在意義が問われる問題です。また、経済的貧困や発達障害などによる「特別な教育的支援」が必要な生徒が多数学んでいる県立高校を少人数学級にするなど教育条件を引き上げていくことが喫緊の課題になっています。

- ①県立高校を希望しながら、県立高校に入学できなかった生徒の実数を地域ごとに明らかにすること。
- ②本年度、高校入試において不合格者を多数出した地域は次年度学級増を行うこと。
- ③入学時学級減や進級時学級減を中止し、特別な教育的支援を必要とする生徒が多数在籍している高校、フレックススクール、夜間定時制高校、アクティブスクールの 35 人以下学級を先行的に実施し、教職員の増員を図ること。
- ④県北地区の生徒減少に対しては、学級減や高校統合ではなく、まちづくりの観点を重視し、35 人以下学級の先行的実施を行うこと。

(5) 特別支援学校の教室不足、学校規模のマンモス化を解消し、障害児教育の充実を
①特別支援学校には「設置基準」がないため、生徒増にあわせた学校新設が進まず、2017年度の教室不足は全県で 129 教室になっています。茨城教育委員会として文科省に特別支援学校の「設置基準」の策定を要請すること。

②「設置基準」がない現状にあっても、茨城県教育委員会が考える特別支援学校の 1 校あたりの生徒数、教職員数の目標数を明らかにすること。

③八郷につくられる新校ができて、つくば特別支援学校の生徒数は 300 人を下回りません。つくば特別支援学校の過大・過密を解消するため、つくば市内に特別支援学校を早期に新設すること。

(6) 特別支援学校高等部等を卒業した生徒を対象に専攻科設置を

現在の特別支援学校高等部卒業後の進路は、「キャリア教育（ワークキャリア）」が進められて一般就労か福祉的就労かで、本人や保護者の「もっとゆっくり学びたい」という希望を実現する道はありません。これは、通常の高校生の 7 割以上が進学（専門学校を含む）している現状を考えると「他の者との平等」（第 1 条 目的）を定めた障害者権利条約に反する実態です。

2016 年 4 月からつくば市に、福祉型専攻科「シャンティつくば」が開設されました。開設当初は生徒が 4 人でしたが、現在は 10 人を超える生徒が学んでいます。知的障害者だけでなく、普通高校を卒業後ひきこもり生活を続けていた若者も学んでいます。ゆっくり学ぶことで、社会的な経験知を習得し、人間らしい生活を取り戻しています。

文部科学省でも、2017 年度より「特別支援教育の生涯学習化」（文部科学大臣メッセージ、2017 年 4 月）を提唱し、「生涯にわたる学習活動の充実」に向けて動き始めています。

今こそ、県立の特別支援学校でも、高等部を卒業した生徒が学ぶことができる専攻科を設置していくことが求められています。

①県内及び他県の専攻科及び福祉型専攻科の現状を調査し、専攻科設置のための検討を始めること。

(7) 貧困などの理由で学ぶことのできなかつた人たち、若者に学びの場を

①県でも公立の夜間中学校を創設すること。

②不登校などの生徒を対象にした高校進学のための無料塾が県内でどれくらい設置されているかを明らかにすること。

③無料塾を実施しているボランティア団体に県の援助を具体化すること。

(8) 学校給食費は無償に

学校給食は教育の一環であり、憲法 26 条の規定により国の責任で無償とすべきです。学校給食をめぐる、給食費の未払いや教職員の事務量の増加などの問題が指摘されています。子どもの貧困が深刻化するなかで、学校給食はまともな食事を提供する役割もなっています。学校給食法第 6 条の「保護者の負担」規定があるもとの、33 市町村（75 %）が公費負担を行っており、県が対応すべきときです。無償化に必要な予算は年間 100 億円とされています。

①段階的に市町村への補助額を増加するなど、無償化にむけた取り組みを開始すること。

- ② 5年程度を目途に、市町村と県の負担で実質的な無償にすること。
- ③ 本来、国が負担すべきものであるため、無償化を国に要請すること。

(9) 就学前教育・家庭教育推進事業について

県は2016年に「いばらき教育プラン」を策定(3月)し、「茨城県家庭教育を支援するための条例」を制定(12月)、17年には「茨城県就学前教育・家庭教育ビジョン」を策定し18年から20年までの3年間のとりくみとして、推進するための協議会開催や市町村への支援 ①訪問型モデル事業②推進体制の構築(市町村における支援協議会の開催など)の実施を決めました。

生活習慣・家庭のしつけなど家庭の教育力の向上として、家庭教育支援という名のもとに家庭内に公的機関がはいっていくことは、子育ての見守りやサポートとちがいで、特定の価値観や家族観を押し付け、干渉につながると危惧しています。家族構成、地域との関係の希薄化など、家庭をめぐる環境の変化により困難がうまれています。子育ての環境整備や経済的負担軽減など、家庭生活が成り立つ具体的実質的支援の充実こそ効果があると考えます。

① 目標としている子ども像を教えてください。どんな取り組みをしているのか明らかにすること。

② 「推進室」には、どういう専門の方を何人配置しているか明らかにすること。

③ 今後、5市町村に委託をするようですが、どこの市町村か明らかにすること。

(10) 就学援助入学準備金を小学校、中学校の入学前に支給するよう市町村に促すこと。また、各市町村の支給状況を明らかにすること。

14. 私学支援拡充にいつそうの努力を

私学助成は私学に通う生徒・保護者の経済的負担の軽減、私学の施設や教職員の適切な確保を含めた教育環境を主な目的として私学に対して補助されている事業で、経常費補助予算の確保は私学振興をはかるうえでの土台となる重要なものです。

保護者負担の面では、高等学校入学金補助制度の創設、今年度は学費軽減制度が年収350～400万円未満世帯で増額されました。歓迎すべきものであると同時に、今後とも、経済的理由に拠らない教育の機会均等の実現、保護者の負担軽減に一層尽力していただくことを期待しています。

関東近県の取り組みについてみると、神奈川県では年収350-590万円世帯について、43.2万円まで授業料減免制度を拡充しました。これは2020年の就学支援金制度改革を見据えて、国に先駆けて県として実施に踏み切ったものです。東京都や埼玉県も年収700万円世帯に踏み込んで授業料無償を実現しています。

また、授業料減免制度の学校負担は経済的な面はもちろんです、10%の手続きにかかる事務の煩雑さが現場の悩みになっています。今年度大分県でも学校負担は廃止され、残すところ7県になっています。学校負担をすぐに廃止すべきです。

その他私学では、教職員の待遇や労働条件、退職手当助成金問題、幼稚園での生徒数や教職員の確保問題等、喫緊の課題が山積しています。

(1) 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないよう、授業料軽減制度を大幅に拡充すること。特に私立高校では年収350万円未満世帯について授業料を実質無償にするために34万円を、年収500万円未満世帯に対しては32万円まで軽減額を拡充すること。

(2) 私立小中学校の学費を実質無償とする方向で予算の拡充をすること。緊急の措置として年収500万円未満世帯に対し、学費の1/2を補助すること。

(3) 授業料軽減制度の学校負担 10 %をなくし、すべて県の予算から支出するよう制度改正すること。

(4) 授業料と施設費割合については授業料が教員人件費、教育研究費に見合う割合になるよう各校に改善を求めること。その際に授業料値上げが不利益にならないように配慮すること。

(5) 私立高校で専任教員一人当たり生徒数が 20 人以下になるようにすること。生徒数が募集定員を大幅に超過している学校に対しては改善が図られるようにすること。

(6) 教職員の退職金手当の引き下げをさせないよう、あらゆる方面に働きかけること。

(7) 幼稚園では園児数に応じた教員数を見直すこと。特に年少園児の数に応じて教員数を加配するなど教員数の確保を促すこと。また、幼稚園特別支援教育補助事業の単価を引き上げること。こども園に関わる事務の煩雑さを解決する政策を講じること。

(8) 上の要求を実現し適切な教育環境すなわち適正な教員数を確保するために、経常費の補助の更なる拡充をすること。

15. 常総市水害被害者に寄り添った復旧・復興の支援強化を

2015 年 9 月 10 日に発生した未曾有の常総市大水害からもうすぐ 3 年となります。大水害で被害を受けた常総市民は、「万全を尽くす」と言った安倍総理をはじめとする行政の手厚い庇護もなく、忘れ去られようとしているのではないかと危惧しています。常総市は「防災先進都市をめざす」と言っていますが、常総市大水害の教訓を茨城県もしっかりと汲み取り、「どこにでも起こりうる」災害対策を抜本的に強化することを求めます。

(1) 医療費等の減免制度の活用について

常総市は発災後 3 ヶ月～1 年で、医療費等の減免措置を打ち切りました。また「申請があれば国が 8 割負担する」制度があるにもかかわらず、申請もしなかったのです。常総市は「国保税減免について、特別調整交付金については、それぞれの減免額の程度がそれぞれの基準を満たせずに交付申請に至らなかった」と回答しています。水害被害者に寄り添う県の対応を求めます。

①今年度から国保の運営主体が県となりました。県独自で医療費等の減免措置を復活させること。

②国保税の減免制度は災害被害者にとって経済的負担を軽減できる制度です。ですから岩手県では発災 7 年目の今も継続しています。県は今後災害が発生した場合、この支援制度を積極的に活用して被害者救済を行うこと。

(2) 被害認定と生活再建支援金制度について

「常総市水害・被害者の会」は生活再建支援金制度の基礎支援金部分の申請期間延長を申し入れてきましたが、2017 年 10 月 8 日で打ち切られました。(加算支援金は 2018 年 10 月まで)その結果 ア：半壊以下の被害認定の方が 2 次調査で大規模半壊以上の認定になり、支援金加算される道が閉ざされました。イ：今後カビなどの発生で解体、建て替えした場合の支援金支給も閉ざされました。

①常総市情報によれば約7割の半壊&床上浸水世帯が2次調査を受けていない。また基礎支援金を受けられる被害認定で37世帯が申請していない。半壊で解体して支援制度を適用されたのは134世帯。一人も置き去りにしない支援を行き届かせることが行政の役割です。制度の趣旨を徹底するためには繰り返し市民に知らせることが重要です。前期ア、イを含めて県はどう考えているのか、明らかにすること。

②先の県議会意見書で「半壊世帯まで支援金を拡大すること」としている。県としては鬼怒川水害に対し25万円の補助をしましたが、岩手県宮古市では「すまいの再建促進事業」として、150万～200万円の補助制度があります。また住宅ローンを借りた場合、利子457万円を上限に補助する制度もあります。県として半壊世帯への支援金増額を今後の災害で実施する考えはありますか、明らかにしてください。

③大井川知事になってから、国に生活再建支援金制度の改善を要望したことはありますか。改善を求めるために県としてどのように取り組むお考えがあるのか、明らかにすること。

(3) 災害関連死、災害関連疾病について

常総市では、関連死は第1次8人が申請、6人が認定、第2次8人が申請、6人が認定されました。災害障害見舞金については第2次で7人が申請し2人が認定されました。新たに申請中の方、不服申立をしている方もいます。

①県は県内全ての市町村が認定基準を持っているかどうか把握していますか、実態を明らかにすること。

②障害見舞金制度は昭和48年の立法です。水害の現実とはあっていません。ストレス障害に加え、カビなどからの肺炎、気管支疾患などが明らかになっています。地震中心の認定基準となっています。県として改善するよう国に要請すること。

(4) 災害援護資金について

常総市では、貸付利率年3%(据置期間中は無利子)、据置期間3年、償還期間10年(据置期間を含む。)連帯保証人が必要(申請世帯と同一世帯の方は不可)となっています。一方、東日本大震災による災害援護資金については、償還期間の3年間延長通常は3%の利子を保証人ありは無利子、保証人なしは1.5%に引下げなど特例を講じています。災害の規模とは関係なく、被災した個人にとっては共通する問題です。

①困っている方については、東日本大震災と同じような利率、据置期間にすること。常総市が実施主体であることは理解しています。(貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3 となっていることから)

②県は今後災害が発生した場合、この支援制度を東日本大震災並に改善して、困っている被害者を救済する考えはありますか、明らかにすること。

(5) その他の問題について

被害者の会は、上記以外についても、以下の事項について県に要望してきました。大井川県政は「防災先進県」をめざしていると考えます。今後災害が発生した場合、鬼怒川大水害の教訓を生かして、以下の各項の中で改善したいこと、改善をめざして努力していることがありましたら、明らかにしてください。

①個人経営病院への特別補助制度をつくること。

- ②事業者への補助金を50万円ではなく増額すること。
- ③事業者災害ゴミは事業者負担ではなく、全額無料でやれるようにすること。
- ④ペット同行避難対策、マニュアルの作成について
- ⑤営農前提でない農業機具、施設、刈った米の補償などの支援制度の充実、改善について
- ⑥井戸水が汚染した家庭の公道部分の水道引き込み経費の補助(県独自)の創設について
- ⑦鬼怒川や八間堀の堤防は裏法面を被覆し、決壊しにくい堤防にすることについて

16. 責任引取水(契約維持水量)＝契約維持水量問題について

私たちは、ここ何年かに亘って「責任引取水(契約維持水量)」の見直しを求めて参りました。具体的には、2006年にピークを打った水需要＝1日最大給水量106.6万トン、2015年には96万トンと既に減少傾向にあり、その上、急激でかつ永続的な人口減少時代が控えている。このような状況下で責任引取水の実施が出来るのか。それでもなお実施したならば市町村などの事業者はもつのか。水道料金の値上げは不可避ではないか。などなど質問を重ねました。そして、纏めとして「県は水道事業の現実を直視し、現在の維持契約を根本から見直し、将来に亘って健全な水道事業を営めるよう市町村などの事業者と協議の場を設けるよう」要望いたしました。

これに対し県当局は「維持契約(実施協定)水量の見直しを求める場合には、県はその分をいわゆる清算金として支払いを求めて行くこととなります」とした上で「清算金の問題が納得できる形で解決され、なおかつ関係市町村の総意として、県に広域的水道整備計画の見直し要請がなされない限りは…難しいものと考えております」と回答されました。つまり、責任引取水の実施は現実には困難であるとの認識は共有しながらも、契約の見直しは相手のあることであり、これまた難しい。との見解を示されたものと存じます。

しかし事態は動きました。本年1月23日、茨城県南水道事業団は、大井川和彦茨城県知事と中島敏之茨城県企業局長に宛て「県南広域水道供給事業に係る料金値下げの要望書」を提出しました。要望書は各2通に亘りますが、これまでと違い「供給料金の値下げ」に留まらず「料金算定方式・契約水量の見直し」をも求める、踏み込んだものになっています。

要望書は、人口減少社会を迎え、将来に亘って安全・安心な水を安定的かつ低廉に供給する義務を果たすため、受水費用の軽減を図るため…とあり、次のように求めています。

1. 平成24～29年度の料金単価算出の試算に用いた経費及び水量について、実績値に基づく検証を行い…現行の基本料金・使用料金の引き下げを行うこと。また、現行の二部制料金は…算出根拠を示せる算定式に見直すこと。
2. 契約水量については、今後も水需要の減少に拍車がかかり、未使用分水量の支出負担が更に重くなると見込まれることから、契約水量の見直しをすること。

この要望書の物語ることは、これまで耐えに耐えてきた市町村などの事業者が、ついに切迫する事業実態を吐露し県に理解を求めたものと考えます。背景には、橋本県政に変わる大井川県政への期待が込められているものと存じます。

改めて茨城県水道の実態を確認いたします。

■2015年度水道用水実績(単位:万トン/日)

保有水源	1日最大給水量	給水人口	1人1日最大給水量	余剰水
169.8	96.0	273万人	352ℓ	73.8

余剰水の73.8万トンは210万人分にも相当。八ッ場ダムの9.4万トン、霞ヶ浦導水の45万トンの開発水量を加えると128万トンにも上り、363万人分もの余剰水を抱えることとなります。

※注：保有水源に至っては290万県民が482万人分もの水源を保有することになります。

ちなみに、本年4月に発表された国立人口問題研究所による「都道府県別将来人口推計」では

茨城県人口は、2020年：284.5万人、2030年：263.8万人、2040年：237.6万人と、急激な減少が予測されています。最早、茨城県水道は危険水域にあります。これまでの経緯は白紙に戻し、大井川県政の下、抜本的な対策こそ求められると思うものです。

以下要求いたします。

- (1) 早急に県企業局、市町村など水道事業者の協議の場を設け、責任引取水＝契約維持水量の見直しを行い、水道事業の健全化を図ること。
- (2) 水道事業は水道料金で賄う「総括原価方式」であることから、水道事業の主体は最終需要者である県民になります。協議の場に県民の参加を図ること。
- (3) いまだ完成を見ない八ッ場ダム、霞ヶ浦導水からの撤退を図り、過剰な保有水源に更なる上積み避けること。
- (4) 現在、衆院に上程されている「水道法改正」につき、県の対応をお示しいただきたい。

17. 霞ヶ浦導水事業について

1. 水質浄化について

(1) 霞ヶ浦導水による霞ヶ浦浄化が困難であることが明らかになっています。元前田修茨城県霞ヶ浦環境科学センター長は、2013年9月23日の霞ヶ浦研究会の特別講演会で「窒素・リンは飽和状態に達しているが、その約3～4割を削減すれば(CODに)きいてくる」と、さらに「努力を続ければ、やがて(CODが)減ることはあり得る」と霞ヶ浦への思いを述べています(霞ヶ浦研究会報 17: 55,2014)。また、同センターは霞ヶ浦の水質が、窒素・リンではなく光条件が制限要因となっていることを明らかにしました。霞ヶ浦導水事業による水質浄化(COD0.8 mg/L削減)が困難であることは明らかです。霞ヶ浦導水事業を見限り、それに代わる対策案を検討すべきですが、これに対する見解を明らかにすること。

(2) 茨城県水質審議会について

前年度の協議で霞ヶ浦導水事業による霞ヶ浦水質浄化を茨城県水質審議会霞ヶ浦部会の議題として検討されるよう要望致しました。その結果を明らかにすること。

2 那珂川からの取水による漁業被害について

- (1) 当該事業の漁業被害に関する茨城県の見解を明らかにすること。
- (2) 霞ヶ浦差止訴訟控訴審の和解条項では那珂川機場での本格運用が開始されるまでの間、モニタリング等の調査を実施し漁業への影響について配慮するとしていますが、漁業への被害を防止するために茨城県はどのような対策を準備するのか、国がきちんと和解条項を守っているか、確認の方策を明らかにすること。

3 新規都市用水につて

- (1) 新しいばらき水のマスタープランでの余剰水は $9.7\text{m}^3/\text{s}$ となっています。その内訳は以下のとおりですが、それぞれの詳細を具体的に示すこと。

旧プランから新プランへの都市用水の自己水源(自流水と地下水)の減少	3.3	m^3/s
環境用水の確保	2.5	m^3/s
危機管理用水の確保	3.9	m^3/s

- (2) 霞ヶ浦導水事業実施後の自己水源削減の内容(市町村別水源別)を明らかにすること。

4 霞ヶ浦導水事業からの撤退について

当該事業による霞ヶ浦浄化効果が皆無であるばかりか、逆に COD を上昇させることが明らかになっています。さらに当該事業が那珂川や涸沼の漁業や環境に悪影響を与えることも明らかになっています(別添報告書参照)。最近の状況の変化を踏まえ新しい大井川知事のもとで有害無益な当該事業からの撤退することを要求します。

18. ジェンダー平等のいっそう前進を

麻生財務大臣の女性蔑視発言が国民の怒りをかっています。個人の資質に問題があるとはいえ、一国の大臣の発言として許されません。日本社会のなかに性別役割の肯定や家父長的な考え方が色濃く残っているのではないのでしょうか。2016年3月7日に国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)が日本政府に勧告した事項が世界標準であり、世界の流れではないのでしょうか。

いま、安倍政権がすすめている「働き方改革」法案は、同一労働同一賃金を掲げていますが、男女の賃金格差や非正規から正規職員にする法案の中身になっていないことがあげられます。

- (1) 2016年3月7日に国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)が日本政府に勧告した事項を速やかに実施するよう県として国に要望すること。

また、県としてこの勧告事項にもとづいて県行政を点検し、改善策をとること。

- (2) 昨年、県の特定事業主行動計画における「女性管理職比率」を全国平均を上回るよう要求しましたところ、次のような回答をいただきました。「役職ごとの女性割合に係る数値目標につきましては、係長級の30%以上維持や補佐級の登用拡大に取り

組むことで、中長期的に、第4次男女共同参画基本計画における目標（都道府県の各役職段階に占める女性の割合（平成32年度末・本庁課長相当職：15%））の達成を目指し、設定したところです。なお、計画期間中で、変更すべき特段の事情もないため、当該数値目標を変更することは考えておりません。」との回答でした。

①全都道府県での目標設定値で15%から19%が15府県、20%台が5都県です。政令都市では、15%から19%が6市、20%台が4市、30%以上が2市となっています。計画期間中であっても、より高い目標値に改善すること。

(3) 所得税法第56条を廃止するよう県として国に要請すること。

①昨年、一昨年と同じ要求をしました。県の回答は「国の施策に関することであるため、本件については、茨城県総務省茨城行政評価事務所へ回付させていただきます。」という回答でした。この要求は、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が日本政府に勧告した事項です。茨城県総務省茨城行政評価事務所へ回付した結果を明らかにすること。

(4) 以下の項目について、企業・団体や地方自治体等への周知徹底と現状改善への取り組みを強化すること。

①女性の活躍推進法に反する企業や地方自治体がないよう、周知や改善指導を強化すること。

②2017年10月の改正育児介護休業法に照らし、マタニティーハラスメントなどの不利益を是正させること。

③女性労働者、高校生・大学生などを対象に、女性労働者の権利や妊娠・出産・育児などにおける権利や制度を学ぶ機会を設けること、またパンフレットなどの作成配布による周知を図ること。

19. 県民に信頼される警察行政、交通安全対策を

後日、別途要求を提出します。

20. 大型開発事業偏重予算から県民の暮らし・福祉・教育予算の拡充に

(1) 事業所の収益向上と労働者の所得向上で県税収入を増加させる

県税は県予算の35%を占め、もっとも大きな構成比となっています。この県税収入を増加させることが歳入面からの財政確立にとって重要です。

法人2税は、対前年度比4.7%、43億60百万円増の972億79百万円で、個人県民税は2.1%、23億51百万円増で、1125億2百万円となっています。

個人県民税の多くは給与所得にかかるものであり、県内事業所の経営向上と併せた労働者の所得向上が税収増に直結します。

①平成27年度以降の申告法人数と欠損法人数を明らかにすること。

②本県の法人事業税における欠損法人数は、この間緩やかに減少を続けているものの、依然として約6割となっています。平成30年度の税制改正では、「賃上げや設備投資に積極的に取り組む企業に対して法人税負担を引き下げる」等が明らかとなりました。

しかし、莫大な内部留保を蓄えている大企業などは、こうした優遇策をとらなくても賃上げや設備投資は充分可能です。一方欠損法人にとっては、何の恩恵もなく支援策とは言えません。

悩みを抱える中小企業の支援こそ必要であることから、国に対して地域経済の活性化につながる支援政策を要請すること。

③年収 200 万円以下のワーキングプアと非正規雇用労働者は増加の一途をたどっています。公務公共職場でも例外ではありません。県は「若者の安定した雇用の創出と所得の拡大等により経済的自立を図る」政策を推進してきましたが、県自らの職場での成果は不十分なものとなっています。正規職員の大幅な増員や非正規職員の所得の拡大をはかり、全县にひろめること。

④また、国・市町村に対しても「人員増」を促し、民間事業所の雇用創出と税収増の施策につなげること。

(2) 地方交付税の引き上げとトップランナー算定方式反対を国に

地域循環型経済で地域を活性化させるためには、公的サービス産業化による公務公共の切り捨てや、トップランナー方式をやめさせ、地方交付税の法定率の引き上げをはじめ社会保障や教育行政にかかる国庫負担増などによる地方財政の充実ことこそがもとめられます。

①国に対して、地方交付税の引き上げとトップランナー算定方式反対をいっそう強く要請すること。

(3) くらし・福祉・教育優先の財政運営に

①子どもの医療費の無料化、保育料の軽減、学校給食の無料化や就学援助・奨学金制度の抜本改善など、乳幼児から大学生までの医療・福祉・教育の充実をはかり、子育てしやすい先進県づくりをすすめること。

(4) 森林湖沼環境税について

茨城県の森林の保全、湖沼や河川の水質改善のための「森林湖沼環境税」として、平成 20 年度より県民税均等割へ、個人は 1000 円、法人は県民税均等割額の 10 %の課税が開始されました。当初は平成 24 年度までの 5 年間の予定でしたが、平成 29 年度までの 5 年が延長され、最終年度である平成 29 年度時に、4 年延長し延長が繰り返され平成 33 年度まで継続することが決定されています。

森林湖沼環境税を利用して県内の自然環境の整備をすすめているが、全体的に改善されていないところが多く、霞ヶ浦に関しては第 6 期湖沼水質保全計画で掲げた目標に至っていない状況にあります。

また、国が森林管理の財源として、住民税に上乗せして、1 人当たり 1,000 円／年を徴収する「森林環境税」を、2024 年度からの導入を検討していることが発表され、各都道府県独自の課税と重複しないか懸念されています。

①平成 29 年実施のアンケート結果によれば、県民の「森林湖沼環境税」についての認知度は低い状態です。税金の主な使途(事業効果)について、県民に明らかにすること。

②税金の使い方を換えれば「森林湖沼環境税」を徴収しなくとも財源は捻出できると思われまゝ。平成33年度をもって廃止すること。

(5) 住民福祉を最優先する財政運営に

①新知事誕生で、新しい茨城県政が開始されました。これまでの大型開発事業偏重予算を、県民のくらし、福祉、教育予算を拡充し、住民福祉の増進を最優先する財政運営に転換すること。